

項番	サービス種類		質問内容(要旨)	回答	根拠法令
1	介護老人福祉施設	届出	「個別機能訓練加算Ⅰ」「サービス提供体制強化加算Ⅲ」について、現行と算定要件に変更がないと思うがあらためて指定申請の届け出を出すのか	本市ホームページ「令和3年4月算定分 介護給付費算定に係る加算届について」中のexcelファイル「1.加算項目が改定前にも存在した加算の取扱い」のとおりとなりますが、改正後の個別機能訓練加算Ⅰは届出不要、改正後のサービス提供体制強化加算Ⅲは届出が必要となります。	
2	通所リハビリテーション	算定	①リハビリテーションマネジメント加算Ⅲを算定している利用者について、「リハビリテーションマネジメント加算（B）イに移行する場合の「6か月」の開始日はいつになるのか ②リハビリテーション会議について、医師が不参加の場合に、後日医師・本人等を含めて再度会議を開き、計画書の説明・同意を行った場合、リハビリテーション会議を行ったとしてよいか。 ③リハビリテーション会議について、ケアマネジャー・他構成員の出席が困難な場合、照会をしてもらったり、医師不在で再度会議を開いたりして計画書を作成し、医師から計画書の説明を後日行ってもらってもよいか。	①当該加算（B）イ（2）は、従前のⅢ型（2）と同要件ですので、6か月の開始日の起算日は、Ⅲ型の算定開始月の1日です。 ②利用者への説明は医師を含めた専門的な見地により作成されるものであるため、不参加であっても別手段により情報の共有等を行い、医師の意見も反映した内容で作成されているのであれば、御記載の方法で実施しても構いません。 ③上記と同様で、計画書策定の段階で不在者の意見等が正しく反映されるのであれば、御記載の方法で実施しても構いません。	リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第3号老老発0316第2号）
3	介護予防訪問看護	算定	【12月超の利用者について】 R3.4の時点で、利用開始から12月を超えている利用者についても対象となるのか	留意事項通知に「本取扱いについては、令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものである」とありますので、適用されません。	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老発第0317001号）
4	介護老人福祉施設	届出算定	【科学的介護推進体制加算について】 R3.4から当該加算の算定を予定しているが、3/25の届け出期限までに利用者からの加算算定の同意書が揃わない可能性があるが届け出は可能か	届出は可能です。 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)問18のとおり、すべての入所者の情報を提出することにより、同意を得た利用者について、算定が可能です。	

5	認知症対応型通所介護	算定	<p>【入浴介助加算Ⅱについて】</p> <p>①「医師等が利用者の居宅を訪問し」とあるが、この医師等はサービス事業者側なのか</p> <p>②「浴槽の環境整備に係る助言」とはどのように記録するのか</p> <p>③個別の入浴計画とは認知症対応型通所介護計画でよいか</p> <p>④①～③を4月中に行えば算定は可能か</p>	<p>①留意事項通知に「当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること」とありますので、所属は問いません。</p> <p>②現時点（R3.4.2）で国から特定の書式等の提示はありませんので、任意の書式に記録を行ってください。</p> <p>③留意事項通知に「個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする」とありますので、御記載の計画に盛り込むことは可能です。</p> <p>④サービスは利用者や家族の事前同意の上で提供されるものですので、算定する前に実施する必要があります。</p>	
6	介護老人福祉施設	運営算定	<p>科学的介護推進体制加算について</p> <p>①L I F Eへのデータ提供について事前に本人・家族の同意が必要となるのか</p> <p>②個人情報の提供に同意が得られない利用者がある場合は算定不可なのか</p> <p>③評価の見直しはどのくらいの頻度で行うのか</p>	<p>①データ提供自体への事前同意について、国の資料に記載はありませんが、加算の算定に当たっては、データ提供を行うことにより算定できることを事前に説明する必要があります。</p> <p>②国Q&A Vol. 3において、「L I F Eのシステムにはその一部を匿名化した情報が送られるため、個人情報を収集するものではない。そのため、加算の算定に係る同意は必要ではあるものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない」とされています。</p> <p>③データの提出の期限である、「少なくとも6月ごと」には行うものと考えます。</p>	<p>科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老老発0316第4号）</p>
8	介護老人福祉施設	算定	<p>褥瘡マネジメント加算について</p> <p>①褥瘡の発生状況により、加算Ⅰと加算Ⅱを変更した場合、即時算定が可能か</p> <p>②加算ⅠとⅡは利用者毎なのか事業所単位で算定するのか</p> <p>③褥瘡発生前のブレデンスケール等を評価指標とすることは可能か</p>	<p>①可能ですが、当該加算は月単位で算定するものであること、「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」による評価を実施する必要があること、等、各要件を満たす必要があることに留意してください。</p> <p>②Ⅰ型は事業所単位（Ⅱ型又はⅢ型を算定する者を除く）、Ⅱ型は利用者単位に算定します。</p> <p>③評価指標については、国が提示した「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」を用いてください。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）</p>

9	介護老人福祉施設	算定	<p>排せつ支援加算について</p> <p>①排せつ状態を評価した都度、加算の算定区分を変更することは可能か。切り替えた場合、支援計画やL I F Eへのデータ提出も必要か</p> <p>②改正前の排せつ支援加算を算定している利用者に対してはどのように算定するのか</p> <p>③改正前に算定を終了した利用者についても、新たに算定することは可能か。</p>	<p>①評価を行った結果、状況に応じて加算区分の変更は可能ですが、変更に当たっては支援計画を見直す必要があり、また、排せつ支援に関する評価を行った際には、加算の区分変更の有無を問わずL I F Eへの提出も必要です。</p> <p>②令和2年度に算定している利用者については、今後L I F Eを用いた情報の提出に切り替えるよう必要な検討を行うことを前提に、経過措置として、令和3年度末まで従前の要件での算定を認められています。</p> <p>そのため、令和2年度中の算定期間と併せて6月間の算定が可能です。</p> <p>③6月間の算定期間要件がなくなったため、新たに算定することは可能です。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）</p>
10	介護老人福祉施設	算定	<p>看取り加算について、改定前から当該加算を算定している利用者の取り扱いはどうなるのか</p>	<p>当該加算は死亡日が令和3年4月1日以降であり、かつ算定について家族等が同意した場合、死亡日から45日前に遡及して算定することが可能です。そのため、改定前から算定している場合（死亡日が3月以前）の場合は、従前の基準により算定してください。</p>	
11	介護老人福祉施設	算定	<p>自立支援促進加算について、計画書の書式はどういうものか</p>	<p>厚労省が公表する書式のとおりで。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）</p>

12	介護老人福祉施設	算定	安全対策体制加算について、「外部の研修」「運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置」とは具体的にどのようなものがあるのか	国Q&Aにおいて、「外部の研修としては、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであり、関係団体（公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本慢性期医療協会等）等が開催する研修を想定」とされています。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）
13	介護老人福祉施設	算定	栄養マネジメント加算及び口腔衛生管理体制加算について、経過措置期間の算定は可能か	いずれの加算も令和3年3月に廃止されますので算定することはできません。ただし、栄養マネジメント加算については、基本報酬について、栄養士等の配置に係る減算が創設され、3年間の経過措置が設けられています。	
14	介護老人福祉施設	算定	口腔衛生管理体制加算の廃止について、加算の廃止後も「口腔ケアマネジメント計画書」の作成は必要か	当該加算を算定するための計画作成は不要です。	
15	介護老人福祉施設	運営	口腔衛生管理体制加算が廃止され、基準上行う必要があることとされたが、計画書の作成は引き続き必要か。歯科医師からの居宅療養管理に関わる助言内容を介護職員に周知することで「口腔衛生に係る技術的助言及び指導の実施」に代えることが可能か	改正後の省令解釈通知において、計画については、入所者ごとの計画を策定するか、それに相当する内容を施設サービス計画の中に記載することにより、計画に代えることができるとされておりますので、どちらかの方法により、作成することが必要となります。 また、「口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導の実施」については、改正前の留意事項通知において、「施設における日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない」とされております。居宅療養管理に係る歯科医師からの助言は個々の入所者についての助言となるかと思いますので、内容が異なると考えます。	
16	介護老人福祉施設	届出	サービス提供体制強化加算について、現行の加算Ⅰイを算定している場合、4月からそのまま加算Ⅱに変更となるのか	お見込みのとおりです。	
17	介護老人福祉施設	届出	処遇改善や職場環境の改善について、「仕事へのやりがい・働きがい（以下略）」「生産性の向上につながる取組」とは具体的にどのようなものか	別紙様式2-1「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」中に具体例が示されておりますので、参照してください。	

18	地域密着型通所介護 (療養通所介護)	運営	<p>【月額報酬について】</p> <p>①月額報酬となるが、通所回数は「概ね〇回程度」等の目安が示されるのか</p> <p>②回数設定がある場合、自費での利用は可能か</p> <p>③他の通所系サービスと併用することは可能か</p>	<p>①令和3年3月15日付けで厚生労働省が公表しました、改正後の報酬告示及び留意事項通知を確認する限り、回数の目安についての記載はございません。</p> <p>また、国が今後のQ&A等において、目安を示すかどうかは現時点(R3.4.2)でわかりかねます。</p> <p>なお、厚労省が平成19年2月19日に発出した「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A」〔15〕において、小規模多機能型居宅介護のサービス提供回数の制限において、</p> <p>Q. 小規模多機能型居宅介護事業所においては、サービスの提供回数に制限は設けてはならないと考えるが、登録者が事業者が作成した小規模多機能型居宅介護計画より過剰なサービスを要求する場合、事業所は登録者へのサービス提供を拒否することは可能か。</p> <p>A. 他の利用者との関係でサービスの利用調整を行う必要もあり、必ずしも利用者の希望どおりにならないケースも想定されるが、こうした場合には、利用者に対して希望に沿えない理由を十分に説明し、必要な調整を行いながら、サービス提供を行うことが必要である。</p> <p>としておりますので、今回の改正についても上記を適用する可能性はあります。</p> <p>③複数のサービスを利用することについて、報酬告示では制限はありませんが、御本人に適したサービス内容・利用状況等であるかどうかを、サービス担当者会議にて検討し、適していると判断するのであれば、支援経過等に複数事業所を利用するに至った理由を明確にし、居宅介護サービス計画に位置付けるようにしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号) ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)
19	訪問リハビリテーション	届出算定	<p>サービス体制強化加算について、</p> <p>①看護師の勤続年数が算定要件になるのか</p> <p>②当該クリニックに勤務している看護師が勤続7年以上あれば対象となるのか</p> <p>③現在加算算定中だが、対象看護師の申請は必要か</p>	<p>①②理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士について、勤続年数を求めますので、従前通り看護職員は含めません。</p> <p>③看護師については、上記の回答のとおりです。従来のサービス提供体制強化加算は廃止されますので、新たにサービス提供体制強化加算を算定する場合は届出が必要です。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)</p>

20	訪問リハビリテーション	運営	リハビリ会議の実施は、サービス提供時間内でも可能か	<p>通所リハビリテーションにつきましては、「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) 問28」において、「利用者のサービス提供時間中にリハビリテーション会議を実施して差し支えない。」とされています。</p> <p>一方で訪問リハビリテーションにつきましては、リハビリテーションマネジメント加算に係るリハビリテーション会議の場所についての規定はあるものの、利用者のサービス提供時間中にリハビリテーション会議を実施することを認める規定はありません。</p> <p>したがって、訪問リハビリテーションにおけるリハビリテーション会議については、サービス提供時間中にリハビリテーション会議を実施することは認められません。</p>	令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)
21	介護予防訪問リハビリテーション	算定	すでに12月を超えて利用している場合、4月から減算対象となるのか	留意事項通知において、「令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものである」とされています。	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）
22	訪問介護 居宅介護支援	届出算定	<p>居宅介護支援費Ⅱについて、</p> <p>①「一定の通信機器」ではどのような機能を具体的に想定しているのか</p> <p>②事務職員は訪問介護との兼務でも可能か。</p> <p>③Ⅱ型を算定する場合、届け出は必要か</p>	<p>①留意事項通知には例示として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン ・訪問記録を随時記載できる機能（音声入力も可）のソフトウェアを組み込んだタブレット <p>等とされています。</p> <p>なお、目的・機能としては、「利用者に係る情報共有を即時、かつ、同時に可能とする機能や関係者との日程調整の機能を有しているもの」「ケアプラン等の情報をいつでも記録、閲覧できる機能を有しているもの」を求めています。</p> <p>②兼務は可能ですが、留意事項通知において「その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、常勤換算で介護支援専門員1人あたり、1月24時間以上の勤務を必要とする。」とされています。</p> <p>③情報通信機器等の活用等の体制について、届出が必要となります。</p>	①②指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

23	訪問介護 居宅介護支援	運営	<p>特定事業所加算の見直しや介護サービス情報で公表している内容について、公表内容を文書等で利用者へ説明等する必要はあるか。 また、それはプラン変更毎など、いつ行うのか</p>	<p>利用者やその家族に対する介護報酬の改定についての説明は、行う必要があると考えますので、事業所を利用する全利用者に対し遅延なく説明を行ってください。 本件の場合、 ○特定事業所加算：算定より前に説明し同意を得てください。 ○公表内容： ・新規利用者：利用契約時。ただし、令和3年4月中の契約者の場合、前6月間に当該事業所で作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明でも可。 ・既存の利用者次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。 と考えます。</p>	<p>「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)</p>
24	訪問介護 居宅介護支援	算定	<p>「通院時情報連携加算」の「ケアプランに記録した場合」とは支援経過への記録だけではなく表1～3を指すのか。</p>	<p>留意事項通知においては「居宅サービス計画等に記録」とされているため、具体的な指定は現時点（R3.4.2）ではありません。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）</p>
25	訪問介護 居宅介護支援	算定	<p>介護予防支援の「委託連携加算」は初回加算・委託強化加算とは別に算定が可能か</p>	<p>介護予防ケアマネジメントにおいて、委託連携加算を設定しますが、 ・初回加算との併給は可 ・委託強化加算との併給は不可 としております。</p>	
26	訪問介護 居宅介護支援	運営 算定	<p>認知症専門ケア加算で「自立度Ⅲ以上」の確認は、ケアマネジャーからの情報提供とするのか</p>	<p>お見込みのとおり、ケアマネジャーがサービス担当者会議等を通じて、情報を共有してください。</p>	<p>「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 4) (令和3年3月29日)</p>

27	訪問介護 居宅介護支援	算定	<p>通所介護等の入浴介助加算Ⅱについて</p> <p>①加算の算定は、事業所単位で利用者により一律なのか個別なのか。</p> <p>②事業所の機能訓練指導員等が利用者の環境や状態確認のための居宅訪問を行う頻度は基準があるのか</p>	<p>①利用者個別に算定の可否を判断します。</p> <p>②頻度の基準はありませんが、利用者の身体の状態等の変化に合わせ、適宜見直しを行ってください。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）</p>
28	通所介護	算定	<p>①入浴介助加算Ⅱを算定する場合、自宅入浴を望まない利用者についても個別の入浴計画を作成し、入浴介助を行うことで可能か</p> <p>②事業所内で入浴加算ⅠとⅡの併用算定は可能か</p>	<p>①留意事項通知において、加算の目的を「利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになること」としているため、自宅入浴を望まない利用者に対して算定することは想定していないものと考えます。</p> <p>②可能です。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）</p>

29	地域密着型通所介護 (療養通所介護)	算定	<p>①送迎時のICT活用について、状態が安定している利用者について、電話やテレビ電話を通じて送迎時の利用者の状態が確認できるような場合は、看護師の同乗は必要なしと考えてよいか。</p> <p>②初回訪問時や利用者の同意が得られない場合は看護師は必要か</p>	<p>①当該サービスの提供時間は、留意事項通知において「看護職員が利用者の居室において状態を観察し、通所できる状態であることを確認する」「居室に送り届けたのち、利用者の状態の安定等を確認するまでも含めて一連のサービスとする」(一部抜粋)とされており、今回の改正では「ICTを活用し、通所できる状態であることの確認及び居室に戻った時の状態の安定等を確認することができる。」とされているため、ICTを活用できるのは居室での状態確認と送迎後の状態の安定の確認に限るものであり、送迎車に同乗しなくてよい、ということではありません。</p> <p>②上記①のICT活用については、留意事項通知に「当該活用による状態確認を行うことに係る利用者又は家族の同意が得られているものを対象にできる」とありますので、お見込みのとおりです。</p>	<p>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)</p>
30	通所介護	届出	<p>サービス提供体制強化加算ⅠからⅡに変更した場合、特定処遇改善加算の算定は可能か</p>	<p>「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日付け老発0316第4号)」において、通所介護については、改正後のサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の届出を行うことにより、介護福祉士の配置等要件を満たすとされています。特定処遇改善加算には、その他にも要件がありますので、その他の要件も満たす必要がありますが、満たしている場合は、特定処遇改善加算Ⅰの算定が可能と考えます。</p>	
31	居宅介護支援	算定	<p>居宅介護支援費Ⅱの事務職員の配置について、同一法人の別事業所に勤務する事務職員の対応でも可能か</p>	<p>兼務は可能ですが、留意事項通知において、「その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、常勤換算で介護支援専門員1人あたり、1月24時間以上の勤務を必要とする。」とされています。</p>	

32	訪問入浴介護	算定	<p>初回加算について①～④の算定は可能か ①浴槽の設置場所等を初回訪問日に確認した場合 ②2か月以上請求がない場合 ③要介護⇔要支援で認定区分が変更となった場合 ④転居等で入浴環境に変更があり再確認した場合</p>	<p>留意事項通知及び「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 4) (令和3年3月29日) より、 ①サービス提供前に実施されるのであれば算定可能です。 ②契約当初に行う調整に対する加算であり、その後の利用の有無は問いませんので、算定できません。 ③上記②と同理由のため、算定できません。 ④利用者宅を改めて訪問し、調整を行った場合は算定可能です。 なお、上記②③に該当する場合でも、④に該当する場合は算定可能です。</p>	<p>・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号） ・「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 4) (令和3年3月29日)</p>
33	介護老人福祉施設	算定	<p>従来型（70名）・ユニット型（30名）に対して管理栄養士1名で現行の栄養マネジメント加算を算定しているが、栄養マネジメント強化加算についてはユニット型のみの算定が可能か</p>	<p>この施設が本体とユニットで2施設として指定を受けている場合は、可能です。</p>	
34	介護老人福祉施設	届出	<p>①現在、改正前のサービス提供体制強化加算Ⅱを算定、4月以降は改正後の加算Ⅱを算定する場合、名称は同じだが届出は不要か。 ②改正後のサービス提供体制強化加算Ⅱを算定する場合、処遇改善Ⅰ・特定処遇改善Ⅱの算定に変更なしと考えてよいか</p>	<p>①届出が必要となります。 ②「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日付老発0316第4号）」において、介護老人福祉施設については、改正後のサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は日常生活継続支援加算の算定を行うことにより、介護福祉士の配置等要件を満たすとされているため、特定処遇改善加算Ⅰの算定が可能と考えます。</p>	

36	介護老人福祉施設	届出	L I F Eの情報提供について、「当該猶予期間の適用を必要とする理由及び提出予定時期等を盛り込んだ計画」とはどのようなものか	現時点（3/23）においては、それ以上の情報は示されておりません。質問文中に記載いただいているとおりの内容を盛り込んだ計画と考えます。なお、理由については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」中でL I F Eに対応した介護記録システム等を導入するために時間を要する等が例示されています。 計画の届出については、現時点で届出が必要とは示されておりません。厚労省Q A等により、届出が必要とされた場合は別途案内いたします。	
37	介護老人福祉施設	届出	「ADL維持等加算(Ⅱ)」等のL I F Eへの情報提出について、提出時期の猶予期間はないのか	国通知を確認する限り、現時点（R3.4.2）で猶予期間は設けられていません。	「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）
38	居宅介護支援	運営	「前6月間に事業所内でケアプランに位置付けられた各サービス事業所の占める割合」の説明はどの時点で行うのか。すでに契約している利用者には改めて説明・交付が必要なのか	利用者やその家族に対する介護報酬の改定についての説明は、必ず行う必要があると考えます。したがって、事業所を利用する全利用者に対し遅延なく説明が行われるよう、速やかに説明されることが望ましいと考えます。 また、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、当該説明を行うことが求められています。したがって、当該説明については、利用申込があった場合にあらかじめ当該利用申込者又はその家族に対し文書の交付と口頭での説明を行い、それを理解したことについて利用者から署名を得ることが必要と判断します。	
39	居宅介護支援	算定	通院時情報連携加算について ①同席とは訪問診療や往診の立ち合いでも可能か ②医師とは歯科医を含めすべての医師を指すのか ③居宅サービス計画への記録は支援経過、サ担会議録でもよいのか	①報酬告示において「利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席」とありますので、訪問診療や往診は含まないものと考えます。 ②医師の診療科については限定はありません。 ③留意事項通知においては「居宅サービス計画等に記録」とされているため、具体的な指定は現時点（R3.4.2）ではありません。	

42	介護療養施設サービス	届出	「移行計画の提出状況」は、3/31までに未提出の場合は未記入でもよいか	お見込みのとおりです。	
43	介護療養施設サービス	届出	サービス提供体制強化加算について、加算の区分が変更になる場合加算届の再提出は必要か	本市ホームページ「令和3年4月算定分 介護給付費算定に係る加算届について」中のexcelファイル「1.加算項目が改定前にも存在した加算の取扱い」のとおりとなります。	
44	介護療養施設サービス	届出	栄養ケア・マネジメントの実施の有無を「あり」とした場合の届け出書類について知りたい	新設加算等の添付資料については、別途期日を設けて案内する予定ですので、いましばらくお待ちください（3/23時点）。	
46	介護療養施設サービス	算定	低栄養リスク改善加算について、施設系サービスでは「低栄養リスク改善加算は廃止」とあるが、介護療養施設サービスでは改正後も継続可能と考えてよいか	お見込みのとおりです。	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
47	介護老人保健施設	届出	ターミナルケア加算の加算要件が新設されたが、届出の再提出が必要か	不要です。	
48	介護老人保健施設	届出	口腔衛生管理加算Ⅱの加算申請届は不要か	体制等状況一覧表に記載のない加算は、届出が不要な加算となりますので、届出不要です。	
49	介護老人保健施設	算定	新型コロナウイルス感染症に対応する特例評価として、R3.9まで基本報酬に0.1%上乗せ可能だが、改定後の基本報酬として表示された単価は、上乗せしていない単価なのか	報酬告示で提示された単位数は、お見込みのとおり上乗せしていない値です。	
50	通所リハビリテーション	算定	リハビリテーションマネジメント加算Ⅰを算定している事業所では改正後、リハビリテーション提供体制加算は算定できないのか	改正前においてリハビリテーションマネジメント加算とリハビリテーション提供体制加算は併給制限は無く、留意事項通知等においても制限の記載がありませんので、算定可能です。	
51	通所介護	届出	入浴介助加算について、 ①Ⅰ型とⅡ型の両方算定するよう届出を行ってよいか。 ②申請の振り分けを利用者ごとに変えることができるか。	①②入浴介助加算ⅠとⅡは「併算定不可」とされていますが、同じ利用者に対し併算定が不可ということであり、同一事業所において、利用者の状態に応じてⅠのⅡを使い分けて算定する事が可能です。ⅠとⅡを両方算定することを希望する事業所は、体制等状況一覧表に「加算Ⅱ」と記載して提出されれば、加算Ⅰも届出を行ったこととみなされますので、ⅠとⅡを利用者に応じて算定することが可能です。	

52	通所介護	届出	体制等状況一覧表において、個別機能訓練加算Ⅱの項目が見当たらない。掲載場所を教えてください。	個別機能訓練加算Ⅱの届出は不要です。 個別機能訓練加算Ⅰイ又はⅠロの届出をおこなっている事業所がⅡの要件も満たしている際に算定可能ですが、届出は不要な加算となります。	
53	認知症対応型通所介護	届出	ADL維持加算について、新たな要件に基づく申し出の受付は始まっていないが、現時点で申し出をしていない場合は「無」として提出すべきか。	ADL維持等加算について、R2年度に申し出を行っていない事業所が、令和3年4月1日の報酬改定で申出を行っていない場合は、算定状況は「無」のままで変更はありません。よって、算定（申出）の状況に変更はありませんので、体制等状況一覧表については「有」にも「無」にもチェックの必要はありません。	
54	地域密着型通所介護	算定	以下に該当する単位数とサービスコードを知りたい。 ①10人以下、2級地、3時間以上4時間未満の要支援・要介護の単位数及びサービスコード ②個別機能訓練加算Ⅰイの要支援・要介護の単位数及びサービスコード	以下のホームページに掲載されていますサービスコード表を御確認ください。 WAM-NETホームページ https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-	
56	介護予防通所リハビリテーション	算定	日割りの考え方は療養通所介護と同じか。	既存の運用と変更ありません。	
57	通所介護	算定	入浴介助加算Ⅱについて、 ①医師や理学療法士から助言を受けて個別入浴計画を作成する、とあるが、当事業所の従業者が医師等に連絡をして助言をもらうのか。 ②医師等が利用者宅を訪問できない場合はどのようにすればよいか。 ③自宅での入浴が望ましいと評価されない場合や、家で入浴が困難ではないと判断された場合、入浴は事業所で行わなくてよいか。	①どのように医師等と連携を行うかは規定はありません。 ②現時点（R3.4.2）で例外規定の記載はありませんので、算定対象外です。 ③利用者の身体状況や利用者・家族等の希望等を踏まえ、適切な支援が何であるかをサービス担当者会議等で検討し、適切な支援を行ってください。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

59	地域密着型通所介護	算定	入浴介助加算Ⅱについて、算定要件に「個浴その他の利用者の居室の状況に近い環境にて入浴介助を行う」とあるが、事業所の浴室に浴槽が複数あり、1回に複数人が入浴する場合、算定は可能か。	留意事項通知に「手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居室の浴室の環境を個別に模したものと差し支えない」とありますので、複数の浴槽があることを理由に算定不可とするものではありません。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
60	地域密着型通所介護	届出	体制状況一覧表には個別機能訓練加算Ⅱの項目がないが、届出は必要ないか。	個別機能訓練加算Ⅱの届出は不要です。個別機能訓練加算Ⅰイ又はⅠロの届出をおこなっている事業所がⅡの要件も満たしている際に算定可能ですが、届出は不要な加算となります。	
61	地域密着型通所介護	届出	感染症又は災害を発生とする利用者数減少の3%の加算について、 ①加算申請において「あり」に「○」を記載しないと加算の算定はできないのか。 ②1年間減少傾向がなかった場合は加算の取消を行う必要があるのか。	①「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」を「あり」として加算申請する必要があります。 ②延べ利用者数の減が生じた月が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少した月が無ければ、同加算を算定する旨の届出を行っていないので、取消の届出を行う必要はありません。	

62	地域密着型通所介護	算定	<p>入浴介助加算Ⅱについて、</p> <p>①「医師等が利用者の居宅を訪問」とあるが「等」には何が含まれるのか。</p> <p>②自宅に浴室がない場合は算定できないのか。</p>	<p>①医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員、利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員・機能訓練指導員、地域包括支援センターの担当職員、福祉・住環境コーディネータ２級以上の者等を含みます。</p> <p>②自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者については、以下①～⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することが可能です。</p> <p>①通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。）が利用者の動作を評価する。</p> <p>②通所介護等事業所において、自立して入浴することができるような必要な設備（入浴に関する福祉用具等）を備える。</p> <p>③通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状況や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>④個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。</p> <p>⑤入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 8）（令和3年4月26日）</p>
----	-----------	----	--	---	---

63	地域密着型通所介護	算定	科学的介護推進加算について、 ①L I F Eに登録を行えば算定できるのか。 ②単位数はいくつか。	①留意事項通知において、「事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、（中略）P D C Aサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、（中略）情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。」とありますように、情報の提供のみでは算定することはできません。 ②1月40単位です。	①指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号） ②指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
64	通所介護	算定	認知症加算について、「認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、加算の配置要件の対象に加える」とあるが、専門性の高い看護師は必置か。または現行要件の対象者が増えたと解釈し、いずれかを配置すればよいのか。	国の通知において、「専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を一名以上配置していること。」としているため、いずれかを配置すればよいと考えます。	厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
65	通所介護	届出算定	サービス提供体制加算について、 ①現在Iイ型を算定しているが、新設のI型を算定するのに経過措置はあるのか。 ②Iイ型を算定している事業所は届出をする必要があるか。	①ありません。 ②改正前のIイを算定していた事業所が改正後の加算IIを算定する場合には届出が不要となります。 なお、本市ホームページ「令和3年4月算定分 介護給付費算定に係る加算届について」中のexcelファイル「1. 加算項目が改定前にも存在した加算の取扱い」に一覧表が掲載されていますので、御確認ください。	
66	通所介護	届出	5月に算定を開始したい場合は、4月15日までに届け出ればよいのか。	お見込みのとおりです。	
67	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション	届出	リハビリテーションマネジメント加算の算定について、「Aロ」と「Bロ」を並行して申請することは可能か。	「Aロ」と「Bロ」の併算定はできません。	

68	特定施設入居者生活介護	算定	夜間看護体制加算について、現在24時間看護体制ではないが、訪問診療を依頼している病院から看護師をオンコール体制で派遣してもらえる。また、本施設の看護師への申し送りも電話等で行っている。この場合、当該加算を算定することは可能か。なお、介護職員への観察項目や研修も病院と連携して行っている。	本加算の要件は、「看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること」を要件としていますので、病院との連携により算定を妨げることはありません。なお、その要件が留意事項通知にありますので、その要件も満たすようにしてください。	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）
69	居宅介護支援	運営	「前6月間に係る訪問介護、デイ、地域密着デイ、福祉用具貸与のサービス割合や同一事業者からの提供割合を利用者に説明する」という改正について、説明したことの同意に係る署名・捺印を利用者と契約書で取り交わしたで、これら割合の具体的数値内容等を「別紙参照」として文書で署名・捺印を得ずに交付してよいか。 または、具体的数値内容等を「別紙参照」として交付する文書にも署名・捺印は必要か。	当該説明について、その内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない、とされています。 また、当該説明を行うにあたり、文書の交付と口頭での説明を受け、それらを理解したことについて利用者から得る署名の箇所や捺印の有無については特段の規定は設けられておりません。 したがって、御質問の件につきましては、具体的数値の内容等を別紙参照として設けた際に、その具体的数値も含め利用者又はその家族に対し十分な理解が得られるよう、文書の交付に加え口頭での説明を懇切丁寧に行い、それらについて理解したことについて必ず利用者から署名が得られれば良いものと解します。	
70	介護療養施設サービス	算定	安全対策体制加算について、 ①「外部の研修」とは具体的にどのようなものがあるのか ②研修の参加は4月以降の受講を要件とするのか。	①国Q&Aにおいて、「外部の研修としては、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであり、関係団体（公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本慢性期医療協会等）等が開催する研修を想定」とされています。 ②現時点（R3.4.2）で受講時期に係る要件の提示はありません。	
71	地域密着型通所介護	届出	基本報酬の3%加算について、 ①体制届出書を提出にするにあたり、計算様式の提出は必要か。 ②必要な場合、様式は厚生労働省のものを用いるのか、川崎市の指定様式を用いるのか。	①令和3年4月1日算定にあたっては、4月9日（消印有効）までに、加算届一覧表及び体制等状況一覧表を提出ください。計算式等が掲載されたチェック表につきましては、追って掲載し、提出期限をお示しいたしますので、期限までの提出をお願いします。 ②川崎市でホームページにアップした書式を提出ください。	
72	通所型サービス	算定	基本報酬の3%加算について、総合事業にも適用されるか。	総合事業のサービス全てにおいて、当該加算はありません。	
73	認知症対応型共同生活介護	算定	口腔衛生管理体制加算について、加算の改廃はあるか。栄養スクリーニング加算と合わせ、口腔・栄養スクリーニング加算に改定されるのか。	口腔衛生管理体制加算に変更はありません。	

74	通所介護	算定	<p>基本報酬の3%加算について、</p> <p>①「利用者減の翌日に届出、翌々月から適用」とあるが、令和3年4月に前年比で5%以上減少した場合、届出を行うのは5月でよいか。</p> <p>②利用者にとって何月分の利用料から上乗せになるのか。</p>	<p>①令和3年5月に届出を行い、令和3年6月より算定可能となります。令和3年5月の加算届の提出期限は、4月15日（消印有効）となります。</p> <p>②同資料の※3にありますとおり、5%減少に係る上乗せ加算は「区分支給限度基準額の算定に含めない」ため、利用料の上乗せはされません。</p>	
75	通所介護	算定	<p>入浴介助加算Ⅱについて、自宅に浴室がない利用者は算定することができるか。</p>	<p>自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者については、以下①～⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することが可能です。</p> <p>①通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。）が利用者の動作を評価する。</p> <p>②通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備（入浴に関する福祉用具等）を備える。</p> <p>③通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状態や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>④個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。</p> <p>⑤入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 8）（令和3年4月26日）</p>

76	通所リハビリテーション	算定	<p>入浴加算Ⅰ、Ⅱについて</p> <p>①自宅に浴室がない等で浴室環境の評価ができない場合は加算Ⅰなのか</p> <p>②自宅入浴の希望がない場合、自宅での動作、浴室環境を評価しても加算はⅠなのか</p> <p>③通所施設を自宅浴室に近い環境に設定すれば、個浴でなくても加算Ⅱの算定が可能か</p> <p>④自宅入浴を希望しない場合はⅠⅡどちらの算定か</p>	<p>①令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 8) (令和3年4月26日) 問1の要件を満たす場合は、算定可能です。</p> <p>②留意事項通知において、加算の目的を「利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになること」としているため、自宅入浴を望まない利用者に対して算定することは想定していないものと考えます。</p> <p>③留意事項通知に「手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものと差し支えない」とありますので、複数の浴槽があることを理由に算定不可とするものではありません。</p> <p>④上記②のとおり、Ⅱ型の算定をすることはできません。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）</p>
77	訪問看護	算定	<p>退院日の訪問について、「主治の医師が必要と認める場合」とは</p> <p>①②主治の医師とは入院中の医師又は訪問診療の医師どちらか</p> <p>③訪問看護指示書、或いはそれに代わる書面等が必要か。</p> <p>④口頭指示等で看護師等が記録に残せばよいか</p>	<p>①②留意事項通知において「主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要であると認める利用者」と定められているため、その時点の主治医が判断します。</p> <p>③④現時点（R3.4.2）で、指示の方法について提示はありませんが、少なくとも指示の内容の記録は事業所内でとどめておく必要があるものと考えます。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）</p>
78	地域密着型通所介護	届出	<p>体制等状況一覧表について</p> <p>①「感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が…」の解釈として「1(1)④通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応」に該当する状況が情していなければ「なし」となるのか</p> <p>②サービス提供体制強化加算Ⅲで介護福祉士40%以上は加算Ⅲイ、ロのどちらか</p>	<p>①質問で記載いただいた通り、延べ利用者数の減が生じた月が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少した月が無ければ、「なし」となります。</p> <p>②サービス提供体制強化加算Ⅲに「イ」及び「ロ」の区分はありません</p>	
79	通所介護	算定	<p>口腔機能向上加算について、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が、介護職員、生活相談員その他の職種」に対し、口腔機能改善管理指導計画に基づいたサービス提供方法について、指導及び助言等を行えば、直接指導しなくても算定は可能か</p>	<p>今回の報酬改定に伴い、運用は変更されておらず、国通知において「サービス担当者関連職種は、口腔機能改善管理指導計画に基づいた口腔機能向上サービスの提供を行う。」「サービス担当者は、口腔機能改善管理指導計画に基づいて、口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関する実地指導を実施する。」とあるところから、サービス担当者に該当する言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員もサービス提供をする必要があります。</p>	<p>「口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成18年3月31日老老発第0331008号）</p>

80	地域密着型通所介護	算定	個別機能訓練加算 I ロについて ①機能訓練指導員はサービス提供時間を通して配置が必要な専従1名以上と配置時間の定めがない専従1名以上の計2名が必要か ②配置時間の定めのない機能訓練指導員として介護職員が従事することは可能か	①具体的な配置時間の定めはありませんが、当該機能訓練指導員は個別機能訓練計画の策定に主体的に関与するとともに、利用者に対し個別機能訓練を直接実施したり、実施後の効果等を評価したりする必要があることから、計画策定に要する時間、訓練時間、効果を評価する時間等を踏まえて配置する必要があります。なお、当該機能訓練指導員は専従で配置することが必要ですが、常勤・非常勤の別は問いません。 ②介護職員が機能訓練指導員としての要件を満たしている場合は可能ですが、機能訓練指導員として従事する時間については、介護職員の人員配置基準から除する必要があります。	「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（令和3年 26 日）」
81	介護老人福祉施設	算定	排せつ支援加算について 「排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書」に「排せつ支援の必要性はなし」とした場合当該加算の算定はできないのか	留意事項通知において「当該支援計画に基づく排せつ支援の実施」とあり、支援を行うことを理由に加算が算定できるものであるので、お見込みのとおり、支援の必要性がない者については算定することはできません。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）
82	通所リハビリテーション	算定	口腔機能改善管理指導計画に必要な主治の医師や歯科医師からの指示書について ①どのような書式にすればよいか ②期限はあるのか。初回のみで良いのか	①特段の書式指定はありません。 ②毎月のモニタリングにより計画を口腔機能改善管理指導計画を見直す必要があると判断した場合に、改めて指示等を受けます。	リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
83	地域密着型通所介護（療養通所介護）	算定	療養通所介護過少サービス減算は、4回以上の計画があれば対象とならないのか。若しくは提供実績で判断するのか	暦月ごとにサービス提供回数の合計数を利用者数で除した回数が5回未満の場合、減算の対象です。	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
84	小規模多機能型居宅介護	運営	①短期利用の受け入れをした際に、日中の通いの人数が定員を超えてもよいか ②通所困難な利用者に訪問入浴を実施した場合費用の10割を負担するのか。又は利用者負担分（1～3割）のみを負担するのか	①通いサービスの利用定員には、短期利用居宅介護費を算定する利用者が含まれるものと考えます。 ②費用負担の額については、双方の事業所の協議に基づくものと考えます。	

85	小規模多機能型居宅介護	算定	サービス提供体制強化加算の勤続年数には同法人内での勤続年数を合算してよいか	「同一法人等の別サービス事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数」や、「事業所の合併又は別法人による事業承継の場合に当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続運営していると認められる場合の勤続年数」は通算することができるかとされています。	令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)
86	通所介護他	届出	LIFEに登録した場合、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等の届け出が必要か。必要な場合の届出日、変更日はいつか	質問で記載いただいた通り、LIFEに登録した場合は、届出が必要となります。本市に届け出る場合の申請は、各月1日づけとなります。	
87	地域密着型通所介護	算定	ADL加算について、4月1日に加算Ⅱで届け出た場合算定開始は令和3年4月分から又は、10月分どちらになるのか	令和3年4月提供分から算定可能です。	
88	地域密着型通所介護	運営	利用者数の減少について、「感染症又は災害の発生」を理由とする判断基準は何か	利用者が新型コロナウイルス感染症の感染予防のために利用控えをした場合や、風水害により物理的に通所できなくなった場合等を想定しています。	
89	地域密着型通所介護 (療養通所介護)	算定	令和3年4月から月額報酬に切り替わるが、同じく月額報酬の定期巡回随時対応型訪問介護看護との併用は可能か。	今回の改正において、留意事項通知の「サービス種類相互の算定関係について」に変更はありませんので、従前通り併給は可能です。	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
90	地域密着型通所介護	算定	「新型コロナウイルス感染症 臨時的な取り扱い」第6報と第12報にある取り扱いを、同じ月に同時に算定することは可能か	第12報の運用は令和3年3月末をもって終了します。なお、「第6報の取扱い」が「市町村からの休業要請中における電話による安否確認に対する報酬算定」を指すのであれば、4月以降も継続します。	令和3年度介護報酬改定における改定事項について（令和3年3月16日厚生労働省資料）
92	地域密着型通所介護	届出	新型コロナウイルス関連の特例的な措置として0.1%上乗せする場合は届け出が必要か	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せされま。上記は基本報酬への上乗せとされるため、届出の必要はありません。	

93	地域密着型通所介護	届出	感染症や災害の影響で利用者が減少した場合の3%の加算は、4月の実績で5月に届出、6月提供分から加算でよいか。届け出に必要な書類があるのか	令和3年4月の利用実績をもとに算定する場合は、質問のとおり、5月に届出、6月から適用となります。計算式等が掲載されたチェック表につきましては、追って掲載し、提出期限をお示いたしますので、提出をお願いします。なお、令和3年5月の加算届の提出期限は、4月15日（消印有効）となります。	
94	地域密着型通所介護	算定	入浴加算について ①現行加算Ⅰを取得していても今後も加算Ⅰを算定する場合、届け出は必要か ②加算ⅠとⅡは併算定不可となっているが、利用者毎に加算Ⅰ、Ⅱを選択する場合は可能か	①①届出の必要はありません。 ②可能です。	
95	訪問介護	届出	新型コロナウイルス関連の特例的な措置として0.1%上乗せする場合は届け出が必要か	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。上記は基本報酬への上乗せとされるため、加算算定の届出の必要はありません。	
96	訪問介護	届出	L I F Eについて、 ①登録を「なし」にした場合特定事業所加算Ⅱの算定は不可なのか ②L I F Eへの登録に申請書類等は必要か ③L I F Eの実際の取り組み方法として具体的な手順書等はあるのか	①特定事業所加算Ⅱの算定要件にL I F Eへの登録はありません。 ②③L I F Eに関するお問い合わせは下記までお願いします。 【利用申請ヘルプデスク 連絡先】 電話番号：042-340-8819(平日10:00～16:00) E-mail: life@toshiba-sol.co.jp	
97	介護老人福祉施設	算定	褥瘡マネジメント加算Ⅱを算定する場合の「褥瘡が発生するリスクがある」と判断する基準は何か	「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」を用いた評価により判断します。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）

98	通所介護	算定届出	<p>①令和2年度にADL等維持加算Ⅱを算定していた事業所は、LIFEを活用した場合令和3年度はどの区分の加算が算定できるのか。</p> <p>②どのような手続きを行えばよいか、</p>	<p>①改正後のADL維持等加算の要件を満たしていませんので、令和5年3月31日までの間はADL維持等加算(Ⅲ)を算定することが可能です。</p> <p>②令和2年度(旧要件)に「ADL維持等加算Ⅱ」を算定していた場合は、①のとおり経過措置として、「ADL維持等加算Ⅲ」に読み替えるため、届出の必要はありません。</p> <p>令和3年度(新要件)にて、算定を行う場合は</p> <p>(1) LIFEの利用申請をする</p> <p>(2) LIFEの利用申請をした旨(=ADL維持等加算〔申出〕のありとLIFEへの登録のあり)の加算届を本市に提出する</p> <p>3) LIFEに評価対象期間の測定結果を入力する</p> <p>4) 入力した結果、算定要件を満たす</p> <p>上記(1)～(4)の手続きを行うことにより算定が可能です。</p>	<p>①指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)</p>
99	特定施設入居者生活介護	算定	<p>看取り加算について、</p> <p>①改定前に看取り加算の算定に同意されている利用者が4月中に亡くなった場合、死亡日から45日前に遡って算定することは可能か</p> <p>②改定前から加算算定に同意されている場合、改めて同意を得る必要があるのか</p>	<p>①可能です。</p> <p>②同意を得た内容と異なる算定を行うのであれば、改めて同意が必要です。</p> <p>③お見込みのとおりです。</p>	
100	認知症対応型通所介護	算定	<p>入浴加算Ⅱについて、</p> <p>①現在自宅での入浴を行っていない利用者に対して、入浴が可能になるように取り組むことに対する加算と考えるのか</p> <p>②自宅入浴の動作や環境を評価するとあるがいつまでにどのような項目を評価するのか</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②算定を行う前までには評価を行う必要があります。</p> <p>項目についても具体的な指定はありませんが、自宅で入浴できるようにするための支援内容に沿って項目が設定されるものと考えます。</p>	<p>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)</p>
101	通所リハビリテーション	届出	<p>利用者減少時の3%加算について、2月に利用減少を認め4月から算定したい。届け出はどのように行えばよいか</p>	<p>令和3年2月の利用実績をもとに4月から算定する場合は、4月1日算定として、4月9日消印で、加算届一覧表と体制等状況一覧表を提出ください。計算式等が掲載されてチェック表につきましては、追って掲載し、提出期限をお示いたしますので、提出をお願いします。</p>	

102	介護老人福祉施設	算定	排せつ支援加算について、川崎市報酬改定Q&A・9②において、新・旧要件で算定する利用者が混在していても可能か、又は利用者全員を新要件で算定するのか	1つの事業所内で新旧要件を混在させて算定することはできません。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 附則第11条
103	介護老人福祉施設	算定	看取り加算について、改定前に加算算定の同意を受けている利用者が4/1以降に死亡した場合、死亡前45日間の算定が可能か	お見込みのとおり、算定可能です。	
104	介護予防訪問リハビリテーション	算定	R3.4の時点で、利用開始から12月を超えている利用者についても対象となるのか。起算日はいつになるのか	留意事項通知において「本取扱いについては、令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものである」とされています。	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
105	訪問リハビリテーション	運営	医師居宅療養管理指導について、ケアマネへの報告用として指定された様式はあるのか	留意事項通知により定められた書式を用いてください。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

106	通所介護 地域密着型通所介護	算定	利用者減少時の3%加算について、通常規模型の事業所でも2月の延べ利用人数が前年度比5%減ならば3%の上乗せは可能か	前年同月比が5%減少している場合、上乗せが可能です。	通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
107	通所介護 地域密着型通所介護	届出	通所型・訪問型サービスにおいて、加算届の変更点はあるのか	生活機能向上連携加算及びサービス提供体制強化加算に変更点があります。	
108	通所介護 地域密着型通所介護	届出	処遇改善加算について、現行との変更点はあるのか（係数、級地等）	介護職員特定処遇改善加算について、事業所内でのより柔軟な配分を可能とする観点から、平均賃金改善額について、「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」と比較し、「2倍以上」から「より高くする」ことに見直されたことなどがあります。本市HPなどで詳細を御確認ください。	
109	通所介護	算定	利用者減少時の3%加算について、通常規模型の事業所でも3%の上乗せは可能か	可能です。	
110	地域密着型通所介護	届出	利用者減少時の3%上乗せについて、上乗せ算定する場合の届け出用紙はどれか。	令和3年4月1日算定にあたっては、4月9日（消印有効）までに、加算届一覧表及び体制等状況一覧表を提出ください。計算式等が掲載されたチェック表につきましては、追って掲載し、提出期限をお示しいたしますので、提出をお願いします。	
111	介護老人福祉施設	算定	サービス提供体制強化加算について、「サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること」とあるが、具体的にどのようなものか	留意事項通知において、 ・L I F Eを活用したP D C Aサイクルの構築 ・I C T・テクノロジーの活用 ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ・ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていることが挙げられています。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）

112	短期入所生活介護	算定	サービス提供体制強化加算について、「サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること」は要件にはないと考えて、その他の要件を満たせば算定は可能か	お見込みのとおりです。ただし、併設型や空床型の場合は、本体施設と一体的に管理運用されているため、本体施設と併せて取組が行われるものと考えます。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）
113	通所介護	算定	サービス提供体制強化加算Ⅲを算定した場合、特定処遇改善加算は算定可能か	算定の可否は加算ごとの要件にそれぞれ当てはめて御判断ください。	
114	地域密着型通所介護	算定	【利用者減少時の3%上乗せについて】 3%の上乗せについて、令和3年2月の利用者数から5%減した場合とあるが、これ以外の計算方法で算定が可能な場合があると聞いたが本当か	国の通知において「減少月の利用延人員数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少している場合に、当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬の100分の3に相当する単位数を加算する」とされています。	通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
115	通所リハビリテーション	算定	リハビリテーション提供体制加算は、リハビリテーションマネジメント加算を算定していなくても算定は可能か	今回の改正により、算定要件から除かれていますので、お見込みのとおりです。	厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
116	通所リハビリテーション	算定	入浴加算Ⅱは、大人数で入浴槽でも自宅の環境に近い状況や入り方などの計画を立てていれば算定は可能か	留意事項通知に「手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものと差し支えない」とありますので、複数の浴槽があることを理由に算定不可とするものではありません。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

117	介護療養施設サービス	算定	介護療養施設サービス費について、所定の届け出により令和3年3月以前の介護報酬を算定できると聞いたが、4月から削除された加算項目も算定が可能か	廃止された加算は算定することはできません。なお、栄養マネジメント加算廃止に伴い創設された栄養管理に係る減算については、適用に係る経過措置が設けられています。	
118	介護予防通所リハビリテーション	算定	事業所評価加算の「利用実人員数が10名以上」とは、要支援者だけではなく、要介護者を含めて10名以上でよいか	当該加算は、介護予防通所リハビリテーション事業所としてサービスを提供した利用者数を基に算定の可否を判断しますので、要介護者を含めることはできません。	事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成18年9月11日老振発0911001号・老老発0911001号）
120	地域密着型通所介護	算定	基本報酬の3%加算は利用率5%以上の減少が要件だが、いつの時点の利用率と比較すればよいか。なお、減少が発生したのは今年の1、2月である。	原則的には減少月と前年度の同月を比較します。ただし、令和3年2月又は3月に限り、前年度（令和元年度）の1月当たりの平均利用延人員数又は前年同月（令和2年2月又は3月）の利用延人員数のいずれかと比較することが可能です。	通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
121	地域密着型通所介護（療養通所介護）	届出	加算の様式が以前の内容のまま更新されていない。報酬改定後の内容に対応した届出を行うにはどのようにすればよいか。従前の様式に手書きで追記すればよいか。	川崎市のホームページにアップした書式を利用ください。	
122	地域密着型通所介護	算定	入浴介助加算Ⅱの計画作成について、市のQ&A No.62にて医師等に機能訓練指導員を含むとあるが、サービスを行う当該事業所の機能訓練指導員が居宅を訪問し、計画をたてれば加算Ⅱの算定が可能となるか	お見込みのとおりです。 留意事項通知に「指定通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。」とあるため、指定通所介護事業所の機能訓練指導員が居宅訪問及び評価した場合を含みます。 上記の他、算定要件に係る事項がございますので、告示を御確認ください。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

123	地域密着型通所介護	算定	<p>コロナ関連の4月以降の取り扱いについて、 ①第12報の取扱いは3月末で終了するが、その他のコロナ関連の取扱いは4月以降も継続してよいか ②通所サービスを居宅等で短時間行った場合、最短時間の報酬区分を算定するが、3時間以上4時間未満の単位数の70%減算でよいか</p>	<p>①「第12報等の令和3年度における取扱いについて」（介護保険最新情報vol.915）において、第12報以外については今般の状況に鑑み、当面の間変更がないことが記載されているため、4月以降も継続して構いません。 ②告示上変更がないため、お見込みのとおりです。 なお、サービスコード表には2時間以上3時間未満（減算コード）の単位が記載されておりますので併せて御確認ください。</p>	<p>①「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」等の令和3年度における取扱いについて（令和3年1月22日発最新情報Vol.915） ②指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）</p>
124	通所介護	算定	<p>個別機能訓練計画の作成について、令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和3年3月26日）問62にて、計画の見直しを行うとあるが、サービス内容が変わらない利用者も見直しも行うのか</p>	<p>ここでいう計画の見直しは、必ずしも変更を意味しません。問62の答に記載されている「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日発）」を参照し、サービスに変更を及ぼすものか確認し、変更が必要なければ据え置きで構いません。その際、計画の見直しを行ったことを記録してください。</p>	<p>令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和3年3月26日）</p>
125	地域密着型通所介護	届出算定	<p>ADL維持等加算について、 ①Ⅲ型の算定に係る届出を行ったが、報酬告示を確認したところ、Ⅰ型・Ⅱ型の算定できる可能性があることが分かった。4月中にLIFEでⅠ型・Ⅱ型が算定できると確認できた場合、Ⅲ型の算定終了の届け出は必要か。また、必要な場合はいつまでに行えばよいか。 ②令和4年度以降に加算を算定するために1月からバーゼルインデックス測定を行っている。評価対象は令和3年1～12月だがLIFEにデータ提出し、要件を満たしていたら令和4年1月からⅠ型・Ⅱ型を算定できるか。</p>	<p>①「ADL維持等加算Ⅲ」の算定終了の届出を行う必要があります。令和3年4月9日（消印有効）として提出ください ②留意事項通知において「令和3年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から12月後までの1年間とする」とありますので、算定可能です。</p>	<p>②指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）</p>

126	介護療養施設サービス	運営	【契約書・重要事項説明書等の押印について】 介護療養型医療施設に入院する際の契約書・重要事項説明書等について、署名のみとし押印を省略してもよいか	利用者の同意があれば、省略しても問題ありません。詳しくは、押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）を参照してください。	
127	訪問介護	算定	新型コロナウイルス関連の特例的な措置として0.1%上乗せする場合は、本体報酬に該当する加算を加えた分の単位数に対して、1単位当たりの単価を乗ずるという計算方法になるのか	報酬告示の改正告示附則第12条にあります通り、基本報酬のみに対して乗じますので、加算は含みません。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年3月15日厚生労働省告示第73号）
128	居宅介護支援	運営	利用者減少時の3%上乗せに係る「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和3年3月19日）」について、 ①通所介護事業所で取得する加算だが、通所介護事業所からの説明は不要ということなのか ②「居宅サービス計画の原案の内容については説明・同意が必要」とあるが、新規の利用者の場合だけなのか。既存の利用者に対しては、当該加算を算定する内容を記した計画を再作成し、一連の業務を行う必要があるのか	①御質問の通り通所介護事業所で取得する加算ではありますが、本加算の適用によって、通常算定される報酬が一部上積みされるものであることから、本扱いの適用により変更となる利用者負担額等について、説明を行い同意を得ていただく必要があると考えます。 ②既存の利用者の計画書の変更については、「厚生労働省通知」（平成22年7月30日 老介護0730第1号-老高発0730第1号-老振発0730第1号-老老発0730第1号）において、利用者の状態像に変化がなく、利用者の希望によりサービス提供日時の変更等を行う場合で、介護専門支援員が「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第3号から第11号」までの一連の業務を行う必要性がないと判断した場合、軽微な変更として対応が可能とされています。 御質問の件について、利用者の状態像に変化がなく、目標やその期間等の変更もないことから軽微な変更と該当すると考えられます。	
129	居宅介護支援	運営	訪問介護等のサービスごとの同一事業者による利用割合等の説明を求められるように改定されたが、3/15川崎市HPに掲載している資料（2.（6）①質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）②）では、説明文では「同一事業者」とあるが、イメージ図には「事業所」ごとの割合が記載されている。利用者に対してはどちらで説明をすべきなのか。	当該説明については、今回の改正に伴い、特定事業所加算の見直しと居宅介護支援の契約時の説明において行うこととされた説明です。どちらにおいても、ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、利用者へ前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行うことと定められております。また、契約時の説明について、「令和3年度介護報酬改定Q&A（Vol.3）問111」では、例として当該説明を行う際に使用する訪問介護等の割合等が把握できる資料が掲載されています。 したがって、御質問の件につきましては、2.（6）①質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）②のイメージ図及び令和3年度介護報酬改定Q&A（Vol.3）問111の例に従い、「同一事業者によって提供された者の割合について、訪問介護等の事業所ごとの割合を示す」ようにしてください。	令和3年度介護報酬改定Q&A（Vol.3）問111

130	全般		報酬改定に伴い、運営規程・重要事項説明書を改定する予定だが、感染症対策、ハラスメント対策等が記載されたひな形はないのか	ひな形はありません。質問文に記載の内容については、運営規程に定める必要のある項目とはなっておりません。 ただし、質問文に記載の項目については、今回の改正により、条例上新たに規定が設けられ、ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発することや感染症に係る指針の整備（居宅系など）等、体制の整備が必要となりますので、各条例や省令解釈通知を確認し、必要な体制整備を行ってください。 なお、運営規程に定める項目として追加されたものは「虐待の防止のための措置に関する事項」となります。規定すべき内容については、各省令の解釈通知を参照してください。	
131	介護老人福祉施設	算定	以下の場合、LIFEへの情報提供を行わなくてもよいか。 ①褥瘡マネジメント加算について、危険因子の評価がすべて自立の人居者で加算を算定しない場合 ②自立支援促進加算について、特別浴槽を使用している等で、当該加算要件を満たさない場合 ③口腔衛生管理加算Ⅱについて、口腔ケアを月1回しか入れないため算定要件を満たさない場合	指定基準の解釈通知において、「基準省令第1条の2第5項は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、施設単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、LIFEに情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。」とされています。	
132	介護老人保健施設	算定	LIFEについて、 ①データ提出時必要項目の入力漏れ等があった場合、請求は返戻となるのか。返戻にはならず、利用者個別に追加修正登録を求められるだけで済むのか、不備部分のみ返戻されるか。 ②不備部分のみ戻されるのが正しい場合、体制加算については全利用者が該当加算を返戻されるのか、それとも不備がある者の請求全体が返戻されるのか。	現在提示されている資料を確認する限り、国保連の請求情報とLIFEが連動していることを示すものが見当たりませんので、入力漏れ等があったとしても請求が即座に返戻されることはありませんが、正しく入力を行うようにしてください。	
133	介護予防通所リハビリテーション	算定	0.1%加算の取り扱いについて、 ①区分支給限度額に0.1%加算は含まれるか ②給付制限対象者（全償還払い対象者）は、0.1%加算分も償還払いとしてよいか	①報酬公示に区分支給限度額対象外とする旨の記載がないため、区分支給限度額内に含まれます。 なお、WAM-NET掲載の「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和3年3月31日事務連絡）」のうち、介護給付費請求書・明細書及び給付管理票記載例も御確認ください。 ②給付制限対象者のうち、全額償還払い対象者の支払い金額は、特別な事情がない限り一時全額負担、後日払い戻しの対象です。特別な事情とは、被保険者本人（家族等）の死亡や災害等であり、給付加算の種類で決定するものではありません。従って、保険内サービス分全て償還払いの対象です。	
134	居宅介護支援	運営	「同一事業者からの提供割合を利用者に説明」について、新規及び既存の利用者に対して文書交付と口頭での説明を行う予定だが、次回の説明はいつ行えばよいか。半年ごとなどの定期的になるのか、又はケアプラン変更時なのか、周期や頻度を知りたい	御質問の件につきましては、今回の改定において、あくまでも基準条例における「内容及び手続の説明及び同意」について示されたものです。 したがって、当該説明については、利用申込があった場合にあらかじめ当該利用申込者又はその家族に対し文書の交付と口頭での説明を行い、それを理解したことについて利用者から署名を得ることが必要と解釈してください。一方で、既存の利用者に対しては、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましいと考えます。	川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 第7条

137	地域密着型通所介護	算定	自宅に浴槽がなくシャワーのみの場合、「一人でシャワーをあびることができる」という目標で、入浴加算Ⅱは算定可能か	報酬告示や留意事項通知を確認する限り、浴室の有無は要件としていますが、浴槽の有無は要件としていませんので、算定可能です。なお、支援上、本人が浴槽に浸かる必要があるならば、事業所内での支援をシャワーのみで済ませるのは本来的な支援方法ではありませんことに御留意ください。	
140	居宅介護支援	算定届出	居宅介護支援費Ⅱについて、 ①事務職員が居宅介護支援に関わる具体的な業務は何か ②Ⅱ型を算定する場合の届け出の書式があれば知りたい	①留意事項通知において「当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する」とあることから、居宅サービス計画の策定や見直し等に係る業務を対象とします。 ②本市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000021361.html) を御確認ください。 「情報通信機器等の活用等の体制」が、該当項目です。	
141	介護老人福祉施設	算定	栄養マネジメント強化加算の管理栄養士について、現在給食管理は委託で実施、委託先に管理栄養士がいるが、入所定員70名の場合は、0.4人分の追加配置が必要なのか	留意事項通知において「当該算出にあたり、調理業務の委託先において配置される栄養士及び管理栄養士の数は含むことはできない」とありますため、貴施設に常勤管理栄養士を1名配置するとともに、0.4名分の追加配置が必要です。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）
147	通所介護	算定	個別機能訓練計画書の様式（別紙3-3）には利用者の署名・捺印欄が存在しないが今後、署名・捺印は求めないということなのか	お見込みのとおりです。	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
148	認知症対応型共同生活介護	運営	国Q&AVOL.5問24で計画作成担当者は他事業所との兼務は不可とあるが、常勤・非常勤の介護支援専門員でも兼務は不可なのか	お見込みのとおりです。	
149	通所介護	算定	通所介護感染症災害3%加算について、総合事業では当該加算の算定はないとされているため、対象となる延べ利用人数は要介護者だけなのか。総合事業の利用者も含めるのか	国Q&Aにありますとおり、「通所介護事業等と第一号通所介護事業が一体的に実施されている場合にあっては、第一号通所事業の平均利用延べ人員数を含みます」。	令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和3年3月19日）
150	介護老人保健施設	運営	①記録の保存期間について、国が定める保存期間2年に対して川崎市は5年としているが、改定後は2年として過去の文書についても適用可能か ②重要事項説明書等に「署名のみで捺印は省略」等の旨を記載すれば押印は省略してもよいか	①条例は変更されていないため、保存期間は従来通り5年としていただきますようお願いいたします。 ②構いません。	

151	地域密着型通所介護	運営	①総合事業について、R3年度より料金改定を行い自社で料金表を作成してよいか。 ②川崎市への届け出も必要か	①料金表について、本市で所定の様式等を定めていないため、事業所ごとに任意様式で作成をしてください。 ②報酬改定に伴う料金の変更である場合については、本市への届出は不要です。	
152	居宅介護支援	運営	各種サービス事業所の占める割合の説明について、R3.3開設の事業所の場合、4月以降の利用者に説明する対象数値はR3.3月分とするのか、6カ月経過後に集計した実績を用いるのか	当該説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとし、その際に用いる当該割合等については、直近の①（前期（3月1日から8月末日））もしくは②（後期（9月1日から2月末日））の期間のものとされています。 したがって、御質問の件につきましては、4月から指定居宅介護支援の提供を開始する利用者に対し当該説明をあらかじめ行うものとし、その期間については①の期間の割合等について説明を行うようにしてください。	令和3年度介護報酬改定Q&A（Vol.3）問111
153	通所リハビリテーション	算定	新様式として示されたリハビリテーション計画書には「本人・家族・説明者サイン欄」がないが、今後は不要であるとの認識で良いか	お見込みのとおりです。	
154	地域密着型通所介護	算定	通所介護感染症災害3%加算について、 ①区分支給限度基準額に含まれないとあるが、利用者負担はないということなのか。 ②どのように請求するのか	①お見込みのとおりです。 ②処遇改善加算と同じように、請求時に所定のサービスコードを設定すると、基本報酬の単位数に定率を乗じた単位数が自動的に算定されるものと見込んでいます。	
155	特定施設入居者生活介護	算定	R2.3月に同意を受け4月3日に死亡した場合、看取り介護加算の45日間分の遡り算定が可能か	同意を得た内容と異なる算定を行うのであれば、改めて家族等からの同意が必要です。	
156	訪問入浴介護	算定	国Q&A（vol.4）問9、10初回加算について、要介護⇔要支援の変更がある場合、サービス提供契約を再度締結すれば算定が可能か	お見込みのとおりです。	
157	介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	算定	12月を超える利用者の起算日として、川崎市Q&A項番3では「R3.4月から起算」とあり、国Q&A（vol.6）問4では「当該サービスを利用開始した日が属する月となる」となっているがどちらが正しいのか。	項番3においては介護予防訪問看護の「R3.4の時点で12月を超えている利用者についての対象の有無」を問われており、留意事項通知において本取扱いについては、令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものである」と記載されていることから、「R3.4月から起算」と回答しています。なお、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにも同様の記載がみられます。	
159	地域密着型通所介護	算定	・通所介護感染症災害3%加算について、利用延人員数の計算方法として、前年度実績を同時にサービス提供を受けた者の最大数とし、減少した月を利用時間ごとの人数で計算することは可能か ・午前、午後の2単位で行っている場合も可能か	①②いずれも、通常の施設基準と同様に算定してください。	
161	通所介護	届出	規模区分の届け出について、R3.3月に大規模Iで届け出を出し大規模Iで運営中。改定内容を確認したところ、昨年12月に利用人数に減数が生じていることがわかったが、これから規模区分の変更を行うことは可能か	規模区分の変更の特例により、令和3年4月以降に利用者減がある場合は、前年度の平均利用延人数ではなく、利用者減の月の実績を基礎とし、規模区分を変更することが可能です。	
162	短期入所療養介護	算定	総合医学管理加算について、「短期入所を利用することが計画されていない利用者」とあるが、利用予定日等は計画されていたが「ケアプランのサービス内容が急遽変更になった場合」等も含まれるのか。	留意事項通知に「居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者」を対象とする、とあるため、含みません。	

165	地域密着型通所介護	算定	<p>①個別機能訓練加算Ⅱについて、R3.2月に旧様式で計画書作成のみを行い、R3.5月に新様式で計画書を作成しLIFEに情報提供を行った場合、R3.4月からの算定が可能か</p> <p>②R3.4月に全利用者の半数分を作成、提出した場合、提出分から随時算定が可能なのか、又は全員分を提出してからの算定となるのか</p>	<p>①令和3年3月以前と4月以降とは、加算創設の目的が異なるため、5月に新様式を作成した場合は、5月提供分から算定対象です。</p> <p>②国通知を確認する限り、利用者全員分のデータ提出をするよう規定はありませんが、算定対象者については規定の時期までに提出する必要があります。</p>	<p>①令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)</p> <p>②科学的介護情報システム (L I F E) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</p>
166	地域密着型通所介護	算定	<p>通所介護令和3年9月30日までの上乗せ分の計算方法として、0.1%乗じた額が1単位以上で小数点以下がある場合は、小数点以下第1位を四捨五入としてよいか</p>	<p>留意事項通知において「小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。」とありますため、1単位以上の場合は通常通り四捨五入して算出します。</p>	
169	地域密着型通所介護	算定	<p>①ADL維持等加算について、パーセルインデックスは介護職員が記載してもよいか</p> <p>②システム上の問題等でLIFEへの入力ができなかった場合、パーセルインデックスの提出はどのように行うのか</p> <p>③R3.4月に申請している場合、算定可能なのはいつからなのか</p>	<p>①介護職員でも可能ですが、国の求める一定の研修や、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的への参加等、各種要件を満たす必要があります。</p> <p>②③科学的介護情報システム (L I F E) に係る対応等について (令和3年4月23日厚労省事務連絡) を御確認ください。</p>	<p>①令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 5) (令和3年4月9日)</p> <p>②科学的介護情報システム (L I F E) に係る対応等について (令和3年4月23日厚労省事務連絡)</p>
171	訪問型サービス	算定	<p>①A3は基本報酬が週次算定だが、総合事業マスタに令和3年9月30日までの上乗せ分を追加する場合、どこか1つの週に加算コードを加えればよいか</p> <p>②A6も利用している場合、上乗せ分はそれぞれのサービスで算定することはできるか。</p> <p>③A3で複数事業所を利用している場合、上乗せ分はそれぞれのサービスで算定することはできるか。</p> <p>④週によって提供時間 (Ⅰ～Ⅲ型) が異なる場合、どのように算定すればよいか。</p>	<p>①実際の入力操作は各事業所がお使いのソフトによるため、直接ソフト会社にお問い合わせください。</p> <p>②③可能です。</p> <p>④負担割合により分割はしていますが、サービスコードは提供時間によらず単一ですので、当該コードを月1回算定してください。</p>	